

## 非営利ホールディングカンパニー型医療法人制度の検討において必要となる論点と関連規制

医療・介護等分科会の今後の具体的な検討項目(抄)	医療法人に関する関連規制とその内容	規制目的
(社員等の要件)		
<p>現在、医療法人の設立認可基準(都道府県)において、社団医療法人の社員は自然人に限られ、法人は社員となれないこととされているが、医療法人や社会福祉法人などの非営利団体であれば、非営利ホールディングカンパニー型医療法人の社員になることを認めてはどうか。併せて、非営利ホールディングカンパニー型医療法人は、グループ内の非営利団体の構成員になることを認めてはどうか。</p>	<p>省令、通達、Q&amp;A等を含め、国レベルの規制は存在しない。ただし、東京都等の設立認可基準で、「社員は自然人に限られ、医療法人や株式会社等は、社員になれない。」と規定している場合もある。 (注)厚生労働省が示すモデル定款は、自然人のみを想定しているように見える。なお、営利法人が社員になれないことについては、「医療法人に対する出資又は寄附について」(平成3年1月17日東京弁護士会長あて厚生省健康政策局指導課長回答)において示されている。</p>	非営利性の確保
(社員総会等の意思決定の在り方)		
<p>現在の社団医療法人では、一社員一議決権が原則となっているが、実効あるガバナンス機能を発揮させるため、非営利ホールディングカンパニー型医療法人及びそのグループに加わる非営利団体については、例えば、一般社団法人と同様、定款で議決権の在り方を定めることを許容する、出資割合に応じ議決権を配分する等の特例を認めてはどうか。</p>	<p>医療法第48条の4第1項 「社員は、各一個の議決権を有する。」</p>	非営利性の確保
(出資規制等の見直し)		
<p>現在、持分ありの医療法人は制度上、経過措置として認められているに過ぎず、「出資持分のある医療法人」の新設は認められていないが、従来、各々独立して経営してきた医療法人等が非営利ホールディングカンパニー型医療法人へ参画することを促進するため、非営利ホールディングカンパニー型医療法人を創設する場合には、「出資持分のある医療法人」として設立することを認めてはどうか。</p>	<p>医療法第44条第5項 「第2項第9号に掲げる事項(注:定款中解散に関する規定)中に、残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、国若しくは地方公共団体又は医療法人その他の医療を提供する者であつて厚生労働省令で定めるもののうちから選定されるようにしなければならない。」 医療法施行規則第31条の2 「法第44条第4項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。 (1) 法第31条に定める公的医療機関の開設者又はこれに準ずる者として厚生労働大臣が認めるもの (2) 財団である医療法人又は社団である医療法人であつて持分の定めのないもの」</p>	非営利性の確保
<p>グループ化による経営メリットを最大限に活用するため、グループ内法人間で金銭の貸付及び債務保証を柔軟に行うことを認める、グループ内法人間における医師の派遣及び医療行為の業務委託等を認める等の措置を講じてはどうか。</p>	<p>医療法第54条 「医療法人は、剰余金の配当をしてはならない。」</p>	非営利性の確保
<p>グループ化による経営メリットを最大限に活用するため、グループ内法人間で金銭の貸付及び債務保証を柔軟に行うことを認める、グループ内法人間における医師の派遣及び医療行為の業務委託等を認める等の措置を講じてはどうか。</p>	<p>医療法第15条の2 病院、診療所又は助産所の管理者は、病院、診療所又は助産所の業務のうち、医師若しくは歯科医師の診療若しくは助産師の業務又は患者、妊婦、産婦若しくははじよく婦の入院若しくは入所に著しい影響を与えるものとして政令で定めるものを委託しようとするときは、当該病院、診療所又は助産所の業務の種類に応じ、当該業務を適正に行う能力のある者として厚生労働省令で定める基準に適合するものに委託しなければならない。 なお、同じグループ内法人間における医師の移動は、技術指導、医師の能力開発等を目的とした「在籍型出向」の形態で行われる場合には、特段の規制はない。</p>	医療行為は侵襲性を伴う行為であつて、他者に委託することは当然になじまないもの
<p>非営利ホールディングカンパニー型医療法人と連携して地域包括ケアを担う介護事業等を行う営利法人について、非営利ホールディングカンパニー型医療法人との役職員の兼務を認めることや、同法人による当該営利法人への出資を認める等の措置を講じてはどうか。</p>	<p>医療機関の開設者の確認及び非営利性の確認について(平成5年2月3日総第5号・指第9号) 「開設者である法人の役員については、原則として当該医療機関の開設・経営上利害関係にある営利法人等の役職員を兼務していないこと」</p>	非営利性の確保
<p>非営利ホールディングカンパニー型医療法人と連携して地域包括ケアを担う介護事業等を行う営利法人について、非営利ホールディングカンパニー型医療法人との役職員の兼務を認めることや、同法人による当該営利法人への出資を認める等の措置を講じてはどうか。</p>	<p>医療法第54条 「医療法人は、剰余金の配当をしてはならない。」</p>	非営利性の確保
(剰余金の分配)		
<p>非営利ホールディングカンパニー型医療法人とその社員たる非営利団体の間で剰余金の分配を認めてはどうか。(一方、非営利ホールディングカンパニー型医療法人から外部投資家への剰余金の分配、社員である非営利団体から外部への剰余金の分配を引き続き禁止することにより、グループ全体としての非営利性を担保する)。</p>	<p>医療法第54条 「医療法人は、剰余金の配当をしてはならない。」</p>	非営利性の確保